

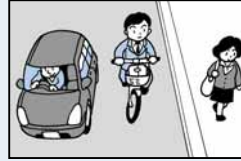
自転車運転するときは

自転車点検しましょう
ブレーキを備えていないなど、整備不良の自転車運転は禁止されています。

罰則 5万円以下の罰金
(法62、63の9)

車道通行が原則です
歩道と車道の区別のある所は、自動車に気を付けながら車道を通行しましょう。(法17)

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

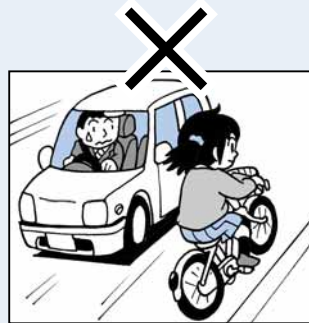


歩道上は歩行者が優先です
例外的に歩道を走ることがある場合があります(左欄)。歩道を通行するときは車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにスピードとマナーに気を付けましょう。

罰則 2万円以下の罰金など
(法63の4)

車道の左側を通行しましょう
自動車や雨水ますなどに気を付けながら通行しましょう。(法17・18)

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金



事故を起こしたときではもう遅い！
危険な運転はやめましょう

× 飲酒運転
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
(法65)



× 信号機や一時停止標識などの無視
罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
(法7・43)



× 無灯火走行や片手運転
罰則 5万円以下の罰金
(法52・71、細12)



× 交差点を渡るときもルールがあります
一、自転車横断帯がある場合
自転車・歩行者用信号機に従い、自転車横断帯を通行しましょう。
一、横断歩道がある場合
歩行者用信号機に従い、歩行者がいる時は、自転車から降りて渡りましょう。
一、自転車横断帯も横断歩道もない場合
車両用信号機に従い通行しましょう。

罰則 2万円以下の罰金または料料(法63の6・63の7)



▲横断歩道・自転車横断帯を示す標識



▲自転車横断帯を示す標識

事故を起こしたら…
自転車運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加えるなどすると、重過失の罪などで刑事責任や民事責任といった社会的責任を問われることもあります。

一、刑事上の責任
懲役、禁固、罰金などの処罰を受けます。
一、民事上の責任
被害者に損害賠償をしなければなりません。
一、道義的責任
被害者へ謝罪する責任があります。

二人乗りができるのは…
(法57、細10)
・16歳以上の運転者が4歳未満の子ども一人をひもなどで確実に背負っている場合。
・16歳以上の運転者が6歳未満の子ども一人を幼児用座席に乗車させている場合。



問い合わせ
札幌市交通安全運動推進委員会
☎ (211) 2268